

別 表

区 分	支援内容 等
1 研修費用補助	<p>【支援内容】 農業技術、幅広い知識及び情報の習得のための必要な経費への補助</p> <p>【交付対象者】 本町に住所を有する認定新規就農者</p> <p>【要件】 ・研修し、習得しようとする農業技術等が明確であること。 ・研修先、研修項目、研修に係る費用等が明確であること。 ・研修期間は、単年度であること。</p> <p>【補助率 等】 自己負担額の2/3又は10万円のいずれか低い額</p>
2 営農費用補助	<p>①リース補助</p> <p>【支援内容】 農地の地代、農業用施設、機械リース料への補助</p> <p>【交付対象者】 本町に住所を有する認定新規就農者であり、かつ、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の非交付対象者</p> <p>【要件】 ・金額及び期間等を明記した契約書を締結すること。</p> <p>【補助率 等】 年間自己負担額の1/2又は10万円のいずれか低い額(認定期間中3か年以内)</p>
	<p>②購入費用補助</p> <p>【支援内容】 施設、機械、種苗費等の営農に係る経費への補助</p> <p>【交付対象者】 本町に住所を有する認定新規就農者であり、かつ、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の非交付対象者</p> <p>【要件】 ・施設、機械の購入については整備する理由を明確にすること。 ・本人の名義で購入するものであること。 ・中古品ではないこと。</p> <p>【補助率 等】 自己負担額の1/2又は30万円のいずれか低い額</p>
3 農地取得費用補助	<p>【支援内容】 農業用地取得に係る経費への補助</p> <p>【交付対象者※下記のいずれの要件も満たす者】 ・本町に住所を有する認定新規就農者であり、かつ、農業次世代人材投資事業(経営開始型)の非交付対象者 ・町内の農地を所有権移転と売買契約をして取得した者</p> <p>【要件】 ・取得した農地の利用目的が明確であること。 ・農地の適切な保全管理に努め、遊休化させないこと。</p> <p>【補助率 等】 自己負担額の1/2又は50万円のいずれか低い額</p>
4 就農奨励金	<p>【支援内容】 50歳以上の認定新規就農者に対する就農奨励金</p> <p>【交付対象者】 本町に住所を有する認定新規就農者であり、かつ、就農時の年齢が50歳以上の者</p> <p>【要件】 将来にわたり専業として農業経営を続けていく意思を有すること。</p> <p>【補助率 等】 奨励金30万円の給付(1回限り)</p>